

インターネットから下水道使用水量（排除汚水量）の手続（認定・減量認定・変更）ができます

1. 対象

（1）排除汚水量の新規認定

事業所等で新規に井戸水・雨水等を使用開始する場合。

（2）排除汚水量の新規減量認定※1

①冷却塔・ボイラー※2、散水および食品製造等に使用し、使用水量と公共下水道に

排除する水量（排除汚水量）に著しい差※3がある場合。

※1：申請を受理し、認定後の減量となります。過去に遡っての減量はできません。

※2：冷却塔・ボイラーの場合は、使用水量の75%を公共下水道に排除していないとみなします。

※3：2か月で100立方メートル以上。

②工事現場の散水などで使用水量と公共下水道に排除する水量に著しい差がある場合。

（3）届出内容の変更

（1）・（2）の認定後、メーター交換や配管変更、使用者変更や使用終了など届出内容に変更があるとき。

減量制度を使いたいとき。
届出内容に変更があるとき。



2. 事前相談

初めて申告される場合、まずは神戸市下水道部経営管理課にご相談ください。（連絡先は裏面記載）

使用水量を正確に計測できる位置に私設メーターを設置する必要があります。（メーター本体及びメーター設置に係る費用は、ご使用者様のご負担となります。）メーターの設置位置によっては、認定できない場合がありますので、必ずメーターを設置する前にご相談ください。

3. インターネット（e-KOBE）での申告の仕方

（1）e-KOBE（神戸市スマート申請システム）のページにアクセスしてください。

<https://lpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home>



① はじめての方は「新規登録」、アカウントがある方「ログイン」
 ② 手続き一覧（事業者向け）をクリック

神戸市では行政手続きの受付がインターネットで行えます。
 このサービスを通して皆様の生活をもっと便利に。もっと簡単に。

スクリール

(2) 「排除汚水量の認定に関する届出」を選択

The screenshot shows a search interface with a search bar and a 'Search' button. Below it, a sidebar titled 'Category Selection' lists various categories like 'Waterworks' (which is highlighted with a red box), 'Residential', 'Roads/Parking', 'Rivers', 'Urban Development', and 'Healthcare/Medical'. The main area displays a list of application types. One item, 'Application regarding the recognition of wastewater discharge volume' (also highlighted with a red box), is selected. Other items include 'Application regarding waterworks regulations', 'New application or change application for waterworks', 'Report of waterworks usage volume (well water / reduction)', '指定工事者・責任技術者の指定等' (指定工事者・責任技術者の指定等), 'Application for confirming drainage equipment', and 'Application for connecting and continuing construction work'.

(3) 申請項目を選択

手続き一覧（個人向け） 手続き一覧（事業者向け） ヘルプ サポート よくあるご質問 サポート

さん ログアウト

| 排除汚水量の認定に関する申告

新規申請

- ・水道水以外の水（井戸水など）を下水道へ排出する → 1. 排除汚水量申告書
- ・使用水量と排除汚水量に著しい差があり、減量認定を受けたい（事業者向け） → 2. 排除汚水量減量申告書

変更申請

- ・排除汚水量の認定・減量認定を受けているが、内容に変更が生じた → 3. 排除汚水量認定基準異動届

詳しくは市HP[神戸市：下水道使用料](#)をご覧ください。

申請項目を選択

該当件数 3 件

[1. 排除汚水量申告書](#) >
建設局

[2. 排除汚水量減量申告書](#) >
建設局

[3. 排除汚水量認定基準異動届](#) >
建設局

(4) 必要項目の入力

1. 排除汚水量申告書

事前相談のご案内

事前相談はお済みですか。初め

「はい」を選択して、質問に回答していくと、申請書が PDF で作成されます。
ダウンロードした様式で申請する方は「いいえ」を選択してください。

e-KOBEで申請書を作成しますか。 必須

「はい」を選択して質問に回答していくと、申請書

ます。

選択解除

- はい（質問に回答して申請書を作成します。）
 いいえ（ダウンロードした申請書を添付ファイルで送付します。）

(5) 添付資料のアップロード

申告書、添付書類1 必須

添付書類をアップロードしてください。

1. 減量申告書の添付資料の例

位置図、配置図、平面図、給排水系統図、メーター写真（メーター番号と水量の確認できるもの）

2. 異動届の添付資料の例

新旧メーター写真

3. 排除汚水量申告書の添付資料の例

位置図、配置図、平面図、給排水系統図、メーター写真（メーター番号と水量の確認できるもの）

必要な添付資料をアップロード
してください。

アップロードするファイルを選択

4. 現地検査

申告内容を確認し、担当者から現地での検査（排水経路・メーター設置位置などに誤りや問題がないか等）の日程調整について連絡させていただきます。

【ご相談・お問い合わせは】

神戸市建設局下水道部経営管理課

神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号 コンコルディア神戸3階

TEL：078-806-8709（平日 8:45～17:30）

E-mail：gesui_gyoumu@city.kobe.lg.jp